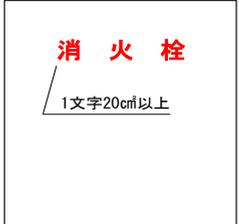
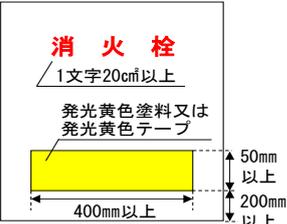
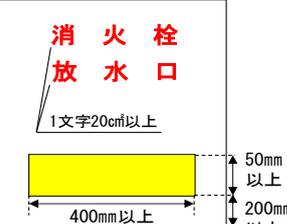


## 第26 標 識

消防用設備等に設ける標識、表示等については、規則及び告示によるほか、次によること。

設備名	種類	根拠条文	大きさ		色		表示方法等	
			短辺	長辺	地	文字		
消火器具	(1) 消火器位置表示	規9-4	消火器					
			80mm以上	240mm以上	赤	白		
			大型消火器					
			150mm以上	600mm以上	赤	白		
	(2) 簡易消火用具位置表示	規9-4	水バケツ					
			80mm以上	240mm以上	赤	白		
			水槽					
			80mm以上	240mm以上	赤	白		
			乾燥砂					
			80mm以上	240mm以上	赤	白		
膨張ひる石・膨張真珠岩								
80mm以上	240mm以上	赤	白					

屋内消火栓設備	(1) 電源開閉器	規12-1-4イ(ハ)	10mm以上	30mm以上	白	赤	
	(2) 配管への表示◇	本審査基準	吐出管500mm以上 1文字20cm <sup>2</sup> 以上		赤	白	<p style="text-align: center;">※床面からの高さが80cm以上の見やすい部分に表示</p>
	(3) 逆止弁流水方向	規12-1-6ト(ハ)	20mm(10)以上	50mm以上	淡青色		<p style="text-align: center;">※逆止弁付近の見やすい部分に表示</p>

屋内消火栓設備	(4) 常時閉弁等◇の	本審査基準	30mm以上	50mm以上	白	赤	常時開
					白	黒	常時閉
	(5) 開閉弁等の	規12-1-6ト(ハ)	15mm以上	50mm以上	白	赤	右回り閉る ※弁の直近の配管に表示(鑄型による表示でも可)
	(6) 消火栓起動装置◇	本審査基準	10mm以上	30mm以上	白	赤	消火栓起動 消火栓起動ボタンが発信機と併用される場合 火災報知機(消火栓起動)
(7) 消火栓箱	規12-1-3イ	文字の大きさは1文字20cm <sup>2</sup> 以上 文字色は、消火栓ボックスの色と反対色にする等、容易に識別できるものであること。 発光黄色塗料又は発光黄色テープは、短辺50mm以上、長辺400mm以上		<p>①屋内消火栓箱のみ</p>  <p>②連結送水管の放水口併設</p>  <p>③上記②+ホース及びノズル併設</p>  <p>①～③ 扉には操作方法を図示する表示シールを添付</p> <p>②・③ 発光黄色塗料又は発光黄色テープは、ボックスの下端から200mm以上の位置とすること。</p>			
(8) 表示マーク	易操作性1号消火栓及び2号消火栓 						
(9) 設置室◇	本審査基準	一見して識別することができる大きさ	白	黒	消火ポンプ室		

スプリンクラー設備	(1) 電源開閉器 (2) スプリンクラー設備の配管である旨 ◇ (3) 逆止弁の流水方向 (4) 開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇ (5) 開閉弁又は止水弁の開閉方向					「屋内消火栓設備」の標識(1)から(5)までを準用				
	(6) 送水口	規14-1-6ホ	送水口である旨の表示				<<押込型の例>> 			
			100mm以上 (押込型に限る。)	300mm以上 (押込型に限る。)	赤	白				
			送水圧力範囲の表示							
			50mm以上 (押込型に限る。)	250mm以上 (押込型に限る。)	赤	白				
	(7) 制御弁	規14-1-3ハ	100mm以上	300mm以上	赤	白				
	(8) 末端試験弁	規14-1-5/2ハ	50mm以上	100mm以上	赤(白)	白(黒)				
	(9) 手動起動装置 ◇	本審査基準	100mm以上	300mm以上	赤	白				
	(10) 及び手動起動装置の防護区画の名称	本審査基準	防護区画の名称							
			50mm以上	150mm以上	白	黒				
			取扱い方法							
		一文字2cm <sup>2</sup> 以上	白	黒						
(11) 補助散水栓	規13/6-4-3イ	「消火栓散水栓」と表示し、文字の大きさ等は「屋内消火栓設備」の標識(7)を準用								

<b>水噴霧消火設備</b>	(1) 電源開閉器 (2) 水噴霧消火設備の配管である旨 ◇ (3) 逆止弁の流水方向 (4) 開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇ (5) 開閉弁又は止水弁の開閉方向	}	「屋内消火栓設備」の標識(1)から(5)までを準用	
	(6) 送水口 ◇ (7) 制御弁の表示 (8) 手動起動装置 (9) 手動起動装置の防護区画の名称及び取扱い方法 ◇		「スプリンクラー設備」の標識(6)、(7)、(9)及び(10)を準用	

<b>泡消火設備</b>	(1) 電源開閉器 (2) 泡消火設備の配管である旨 ◇ (3) 逆止弁の流水方向 (4) 開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇ (5) 開閉弁又は止水弁の開閉方向 (6) 送水口 ◇ (7) 制御弁の表示 ◇ (8) 手動起動装置	}	「屋内消火栓設備」の標識(1)から(5)までを準用		
	(9) 泡放射用器具格納箱		「スプリンクラー設備」の標識(6)、(7)及び(9)を準用		
	規18-4-41	・移動式である旨 一文字20cm <sup>2</sup> 以上  ・泡消火設備である旨 一文字9cm <sup>2</sup>	赤色系 (白色系)	白色系 (赤色系)	 1文字20cm <sup>2</sup> 以上 1文字9cm <sup>2</sup> 以上

<b>不活性ガス消火設備</b>	(1) 手動起動装置	}				「スプリンクラー設備」の標識(9)を準用	
	(2) 貯蔵容器	規19-5-6号ノ3	一見して識別することができる 大きさで、色については自由			充填消火剤量、消火剤の種類、 製造年及び製造者名を明示  <small>(消火剤の種類を表示は、二酸化炭素を貯蔵する容器を除く。)</small>	
	(3) 置貯場所容器設	本審査基準	250mm 以上	600mm 以上	白	赤	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           不活性ガス容器置場 係員以外の立入を 禁ず         </div>
	(4) 選択弁	規19-5-11号ハ	50mm 以上	100mm 以上	白	黒	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           不活性ガス消火設備 選択弁 (○○○室用)         </div>
	(5) 事項上の注意	規19-5-15号チ	一見して識別することができる 大きさで、色については自由			防護区画の名称、取扱い方法、 保安上の注意事項等を明示	

不活性ガス消火設備	(6) 付自動手 近への動 取切替 扱え装 置方法	規19-5-16号ニ	20mm 以上	30mm 以上	白	黒	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">手 動</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自 動</div> </div> <p>取扱い方法の文字は、一文字2cm以上 注意事項の文字は赤色とする</p>
	(7) 消移 火動 設式 備不 の活 表示性 示ガ ス	規19-6-4	100mm 以上	300mm 以上	赤	白	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: white; text-align: center;"> <b>移 動 式</b>  <b>不活性ガス消火設備</b>  <b>(消火剤名)</b> </div> <p>格納箱に収納される ものは、「泡消火設 備」の標識(9)を準 用</p>

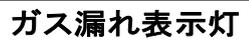
ハロゲン化物 消火設備	(1) 手動起動装置 (2) 貯蔵容器設置場所 ◇ (3) 選択弁 (4) 保安上の注意事項等 (5) 自動起動切替え装置付近への取扱い方法 (6) 移動式ハロゲン化物消火設備の表示	「不活性ガス消火設備」の標識(1)及び(3)から(6)までを準用				
	(7) 貯蔵 容器					

粉末消火設備	(1) 開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇ (2) 開閉弁又は止水弁の開閉方向 (3) 貯蔵容器 (4) 手動起動装置 (5) 貯蔵容器設置場所 (6) 選択弁 (7) 保安上の注意事項等 (8) 自動手動切替え装置付近への取扱い方法 (9) 移動式粉末消火設備の表示	「屋内消火栓設備」の標識(4)及び(5)を準用 「ハロゲン化物消火設備」の標識(7)を準用 「不活性ガス消火設備」の標識(1)及び(3)から(7)までを準用				

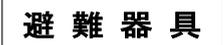
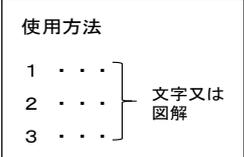
屋外消火栓設備	(1) 電源開閉器 (2) 屋外消火栓設備の配管である旨 ◇ (3) 逆止弁の流水方向 (4) 開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇ (5) 開閉弁又は止水弁の開閉方向 (6) 消火栓起動装置の表示	「屋内消火栓設備」の標識(1)から(6)までを準用				
	(7) 消火 栓放 水口 位置 表示					

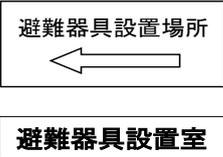
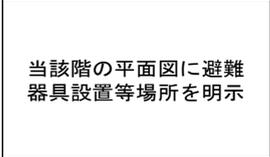
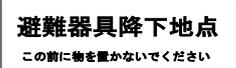
屋外消火栓設備	(8)放水用器具格納箱	放水口を内蔵しないもの			
		1文字20cm <sup>2</sup> 以上	赤又は朱 ※表示灯を設けた場合は、この限りでない	発光黄色塗料	
		放水口を内蔵するもの			
		1文字20cm <sup>2</sup> 以上	赤又は朱 ※表示灯を設けた場合は、この限りでない	発光黄色塗料	

報 自 知 動 設 火 備 災	(1) 電源開閉器	} 「屋内消火栓設備」の標識(1)及び(6)を準用
	(2) 発信機と消火栓起動ボタンを併用する場合 ◇	

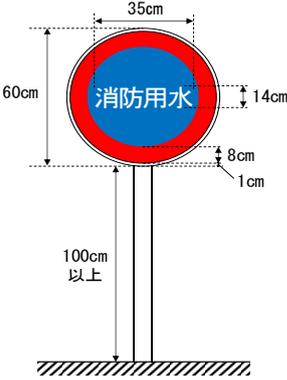
ガス漏れ火災警報設備	ガス漏れ表示灯	本審査基準	一見して識別することができる 大きさで、色については自由	
				※ガス漏れ表示灯の直近の見やすい部分に表示

漏電火災警報器 火災通報装置 非常警報設備	}	(1) 電源開閉器について、「屋内消火栓設備」の標識(1)を準用
-----------------------------	---	----------------------------------

避難器具	(1) 避難器具 の旨	規27-1-3口 2号告示第5	120mm 以上	360mm 以上	白	黒		避難器具の直近の見やすい箇所に設置
	(2) 使用方法	規27-1-3口 2号告示第5	一見して識別することができる大きさ		白	黒		避難器具の直近の見やすい箇所に設置 ※使用方法の簡便なもの不要

避難器具	(3) 場 避難 所 器具 へ の 設置 誘 導 等	規27-1-3-イ 2号告示第5	120mm 以上	360mm 以上	白	黒	 <p>避難器具の設置箇所 に至る廊下、通路、室の 出入口等の見やすい箇 所に設置 ※避難器具の設置場所 が容易にわかる場合は 不要</p>
	(4) 所 避難 を 器具 明 設置 示 した した 標 標 識 識 等 場	規27-1-3-ハ 2号告示第5	一見して識別する ことができる大きさ		白	黒	 <p>特定一階段等防火対象 物のうち、避難器具を設 置する階のEVホール又は 階段室の出入口の見 やすい箇所に設置</p>
	(5) へ 降 の 下 表 空 示 間	本審査基準	一見して識別する ことができる大きさ		白	黒	 <p>避難空地付近の壁面等 に設置</p>

誘導灯	(1) 電源開閉器 } 「屋内消火栓設備」の標識(1)を準用
-----	--------------------------------

消防用水	(1) 電源開閉器 ◇ (2) 消防用水の配管である旨 ◇ (3) 逆止弁の流水方向 ◇ (4) 開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇ (5) 開閉弁又は止水弁の開閉方向 ◇		「屋内消火栓設備」の標識(1)から(5)までを準用			
	(6) 吸 管 投 入 口 ★	消防用設備等の 試験基準	右欄「標示方法等」参照			 <p>文字及び縁を白色、枠 を赤色、地を青色とし、 原則として反射塗料を 用いること。</p>
(7) 採 水 口 ◇	本審査基準	100mm 以上	300mm 以上	赤	白	

排煙設備	(1) 電源開閉器 } 「屋内消火栓設備」の標識(1)を準用
------	--------------------------------

連結散水設備	(1) 送水口の標識 (2) 末端試験弁の表示 ◇	「スプリンクラー設備」の標識(6)及び(8)を準用
--------	------------------------------	---------------------------

連結送水管	(1) 電源開閉器 (2) 連結送水管の配管である旨 ◇ (3) 逆止弁の流水方向 (4) 開閉弁又は止水弁の常時開閉 ◇ (5) 開閉弁又は止水弁の開閉方向 (6) 屋内消火栓箱に放水口を併設するもの		「屋内消火栓設備」の標識(1)から(5)まで及び(7)を準用		
	(7) 放水口	規31-4  1文字20cm <sup>2</sup> 以上(「消防隊専用」は1文字9cm <sup>2</sup> 以上)  発光黄色塗料又は発光黄色テープは、短辺50mm以上、長辺200mm以上	赤色系(白色系)	白色系(赤色系)	
	(8) 高層階の放水口	規31-4 規31-6-2  1文字20cm <sup>2</sup> 以上(「消防隊専用」は1文字9cm <sup>2</sup> 以上)  発光黄色塗料又は発光黄色テープは、短辺50mm以上、長辺400mm以上	赤色系(白色系)	白色系(赤色系)	
	(9) 水送装置未(加圧)送	加圧送水装置が設けられない防火対象物に設置する送水口については、「スプリンクラー設備」の標識(6)を準用。なお、スタンド型及び露出Y型は、文字を赤色とすることができる。			
(10) 送水口(加圧送水装置設置)	規31-4  ≪送水口表示≫ 短辺100mm以上、長辺300mm以上  ≪最高送水圧力等の表示≫ 短辺150mm以上、長辺250mm以上	赤色系(白色系)	白色系(赤色系)		

(11) 非常用エレベーターの表示	本審査基準	短辺50mm以上、長辺250mm以上	赤色系 (白色系)	白色系 (赤色系)	<<押込型の例>> 

非常コンセント設備	(1) 電源開閉器 } 「屋内消火栓設備」の標識(1)を準用					
	(2) 表示	規31/2-94	一文字4cm以上	発光黄色塗料 又は 発光黄色テープ (文字)		

無線通信補助設備	(1) 電源開閉器 } 「屋内消火栓設備」の標識(1)を準用					
	(2) 子の無線機接続端子表示	規31/2/2-八一 二(口)	100mm 以上	300mm 以上	赤 (白)	白 (赤)

非常電源	(1) 受電設備専用	本審査基準	100mm 以上	300mm 以上	白	黒	
	(2) 自家発電設備	本審査基準	100mm 以上	300mm 以上	白	黒	
	(3) 蓄電池設備	本審査基準	100mm 以上	300mm 以上	白	黒	

<p>総合操作盤</p>	<p>(1) 防災センター ある旨の表示 ◇</p>	<p>本審査基準</p>	<p>50mm 以上</p>	<p>150mm 以上</p>	<p>白</p>	<p>赤 又は 黒</p>	<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">防災センター</span> </p>
--------------	--	--------------	--------------------	---------------------	----------	-----------------------	---